

2026年 豊橋市制施行120周年



記念ロゴマーク大募集

豊橋市は、明治39年に全国で62番目の市として産声をあげ、来年の令和8年に市制施行120周年を迎えます。

これまで、多くの困難を乗り越え、市民一人ひとりによる不斷の努力によって、今日も東三河の中心都市として日々躍進を続けています。

市制施行120周年を迎えるにあたって、ここまで築き上げてくださった先人への感謝と、これからを担う子どもたちの夢と希望に満ちあふれる未来をテーマにした記念事業の実施に先駆け、市制施行120周年記念ロゴマークを募集します。

募集作品

豊橋市制施行120周年を記念するロゴマーク

応募資格

どなたでも

※ただし、未成年者の応募した作品が受賞する場合は保護者の同意が必要です。

賞

グランプリ(採用決定)作品(賞金50,000円) 1点
準グランプリ作品(賞金10,000円) 2点

応募方法

電子申請(あいち電子申請システム)または郵送

応募締切

令和7年8月31日(日)

問合せ先

豊橋市総務部行政課
(TEL:0532-51-2027 E-mail:gyosei@city.toyohashi.lg.jp)

↓ 応募はコチラから ↓



豊橋市制施行120周年記念ロゴマーク 募集要項

■ 応募作品の条件、規格等

- ・豊橋市制施行120周年を記念したものであることがわかるデザインであること。
- ・豊橋市制施行120周年を広くPRするツールとしてポスター・チラシ・ホームページ等にて利用可能なデザインであること。
- ・単色・モノクロで使用、縮尺(特に縮小)を変えて使用する場合でも、イメージが損なわれないデザインであること。
- ・電子データで応募する場合は、データ容量は5MB以下とし、データ形式はjpeg(jpg)、gif、png、ai、PDFファイルのいずれかとすること。ただし、A4サイズで印刷した際に、鮮明にデザインがわかること。
- ・郵送で応募する場合は画材・色彩・技法は問わない。
- ・ユニバーサルデザインを心掛けたデザインに努めていること。
- ・作品は、必ず応募者のオリジナルであること。また、生成AIを使用していない作品であること。
- ・応募作品は提出後に修正することはできません。
- ・1人何点でも応募できますが、応募1通につき1作品です。

■ 応募資格

- ・どなたでも応募可能(プロアマは問いません)
※ただし、未成年者の作品が受賞する場合には、保護者の同意が必要となります。

■ 応募方法

【電子申請の場合】

- ・あいち電子申請システムに以下の項目を入力し、作品データを添付して応募してください。

(1) 応募者について

- ・氏名、住所、電話番号(日中連絡の取りやすい番号)、E-mailアドレス※未成年者の場合は、保護者の連絡先でも可

(2) 応募作品について(任意)

- ・作品の解説(意図、想いなど)
- ・表面の二次元コード、または以下のURLから応募してください。

<https://ttzk.graffer.jp/city-toyohashi/smart-apply/apply-procedure-alias/120shuunenlogoboshu>

【郵送申請の場合】

- ・所定の応募用紙に必要事項を記入の上、豊橋市役所行政課へ郵送又は持参してください。

※応募用紙は市のホームページからダウンロードするか行政課、じょうほうひろば(市役所本庁舎東館1階)、各窓口センターで配布します。

■ 応募に関する注意事項

1. 応募作品は、第三者の著作権、商標権、その他法律上保護される一切の権利を侵害するおそれのない自作の未発表作品に限りします。
2. 次の内容に該当する、あるいは該当する恐れがあると市が判断した作品は、応募者に通知することなく審査対象から除外します。
 - ①公序良俗に反するもの
 - ②企業名や商品名などの広告宣伝を目的とするもの
 - ③政治目的・宗教勧誘等、特定のイデオロギーの宣伝または勧誘を意図するもの
 - ④個人、企業、団体などを中傷したり、プライバシーを侵害するもの
 - ⑤その他、不適切な内容、表現が含まれているもの
3. 応募作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合、応募者自らの責任と費用で解決してください。市では一切の責任を負いかねます。なお、応募作品に関連して、市が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。
4. 応募された作品の著作権、商品化権、二次使用权、商標化権その他一切の権利は、無償で譲渡するものとし、本市に帰属するものとします。また、その使用に関して、著作権は著作権者人格権を行使できないものとし、商標登録、商品化に関する対価は無償とします。
5. 応募提出いただいた作品は返却しません。
6. 応募者の個人情報、応募者への問い合わせ、受賞の連絡など、本事業の実施に関してのみ使用するものであり、利用目的以外に本人の同意なく個人情報を開示・公表することはありません。ただし、受賞者については、応募者の氏名(ニックネーム可)と住所(都道府県名、市町村名まで)、作品を公表します。
7. 受賞作品の使用にあたっては、必要に応じてデザインや色彩などの一部を変更する場合があります。
8. 制作、応募等にかかる一切の費用は、応募者の負担とします。
9. データ送信時の事故等で作品が届かなかった場合や、不可抗力による事故および問題が発生した場合、市は一切の責任を負いません。
10. 応募内容や応募作品に関し、虚偽や違反等があった場合は、受賞作品の発表後でも受賞を取り消すことがあります。
11. 本規定に取り決めのない事項については、主催者の判断により決定します。
12. 応募の時点で、この募集要項記載事項に同意したものとします。

■ 審査

(1) 審査方法

- ・豊橋市制施行120周年記念事業推進会議で受賞作品を決定します。

(2) 結果発表

- ・令和7年11月下旬頃を予定しています。なお、審査内容、審査経過などについては非公開とします。
- ・受賞者に連絡したのち、市ホームページ、SNS等で公表します。

■ 問合せ先

〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 行政課(東館5階) 平日8時30分～17時15分
TEL:0532-51-2027 FAX:0532-56-0789
E-mail: gyosei@city.toyohashi.lg.jp